事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士　法学博士　熊 琳



第２９７回　中国最高裁発表のフランチャイズ経営典型事例（上）

このほど中国最高裁判所が発表した7件のフランチャイズ経営典型事例は、フランチャイズ関連の審理における重要なルールを明確にしており、日系企業の注目に値する。内容が多岐にわたるため、要点を2回に分けて解説する。

◇事例1　フランチャイズ契約の判断には実質的認定原則を適用

▼事件の概要

Ａ社とＢは飲食店の経営に関するサービス契約とプロジェクトロゴ・ライセンス契約をそれぞれ締結し、ＢはＡ社に研修費として１５万元を支払った。その後Ｂは、Ａ社が設備を送付せず、研修も実施しなかったことを理由にＡ社を提訴し、契約解除と研修費１５万元の返還、および違約金支払いを求めた。Ａ社は、双方には技術サービスとブランドロゴ・ライセンスの関係はあるが、フランチャイズ関係はないと主張し、契約解除を拒否した。

▼判決理由と結果

裁判所は以下の理由から、２つの契約解除を認め、Ａ社に対し研修費１５万元の返還と違約金７千元の支払いを命じた。

このサービス契約とプロジェクトロゴ・ライセンス契約には、Ｂが対価を払いＡ社の指導下で同社の経営資源を活用した飲食店の経営を展開するという統一の契約目的がある。また、Ａ社がＢに提供するサービスとロゴは、いずれもＡ社が所有する市場競争における優位性を生む資源であるため、ＢとＡ社間には２つの契約によるフランチャイズ関係が成立し、契約は合法かつ有効であることから、Ａ社の行為は事実上の契約違反であり、相応の違約責任を負わなければならない。

◇事例2　クーリングオフ期間の一方的解除権行使事例

▼事件の概要

２０１９年６月２６日、ＣはＥ社と加盟期間1年で飲食事業のブランド展開契約を締結し、管理研修費、技術情報譲渡費、運営指導費計３万５千元をＥ社に支払った。Ｅ社はＣに技術マニュアルを提供したが、研修や技術指導は行わず、Ｃの店舗は未開設のままで、Ｅ社の技術秘密など経営資源も未使用だった。

同年７月１１日、Ｃは既に支払った費用の返還をＥ社に請求した。７月２５日には裁判所に提訴し、『商業フランチャイズ経営管理条例』に基づく一方的契約解除権を主張し、契約解除と支払済費用の返還を請求した。Ｅ社は、いかなる事情で契約を解除・終了した場合も、契約上は研修資料受領時点で管理研修費と技術情報譲渡費は返還しない旨を定めていると反論した。

▼判決理由と結果

裁判所は以下の理由から契約解除を認め、Ｅ社に３万５千元の返還を命じた。

1、『商業フランチャイズ経営管理条例』第１２条が定めるクーリングオフ期間の一方的解除権は加盟者の法定権利であり、フランチャイザーはこれを恣意に剥奪してはならない。クーリングオフ期間を契約で明確に定めていない場合でも、経営資源使用前の合理的期間内は、加盟者の一方的解除権行使が可能である。

記事の複製・転載を禁じます

２、契約に定めがない場合、合理的期間は業界特性や商慣習などにより定められるが、通常は実際の経営資源未使用期間を限度とし、長すぎてはならない。本件でＣは契約締結後１５日目に契約解除を申立て、かつＥ社の経営資源は実際に未使用であるため、合理的期間内の一方的解除権行使とみなされる。
３、裁判所は、Ｅ社の抗弁理由（研修資料受領時点で研修費と技術情報譲渡費返還の請求は不可）について、その内容はＥ社側が定めた定型条項に過ぎず、不合理に加盟者の権利を著しく制限し、フランチャイザーとしての責任を放棄・軽減するものであると判断し、当該条項を無効とした。

◇事例３　企業が主体ではないフランチャイズ契約は無効

▼事件の概要
Ｆクラブは主に武術、散打、格闘技、テコンドーなどのトレーニングを行う個人事業主である。２０２３年８月、ＧはＦクラブと、契約期間２０年、加盟費３万元、ブランド使用料年間５千元でブランド加盟店開設の加盟協力契約を締結した。契約締結後、Ｇは加盟費３万元を支払い店舗を開設した。Ｇは同年１０月に契約解除と加盟費返還についてＦクラブと協議したが合意に至らなかったため、裁判所に提訴し、契約解除と３万元の加盟費返還を請求した。
▼判決理由と結果
裁判所は双方が締結した加盟協力契約は基本的にフランチャイズ契約の特徴に合致することを認めたが、『商業フランチャイズ経営管理条例』は、企業以外の団体や個人はフランチャイザーとしてフランチャイズ事業に従事してはならないと規定している。Ｆクラブは個人事業主で企業資格がないため、フランチャイザーとしての主体要件を満たしておらず、フランチャイズ展開は上記の強制規定に違反することから、当該契約は無効である。
但し、ＦクラブがＧに内装プランを提供し、少なくともコーチ２名を派遣して生徒募集や教育管理などを指導していたことを考慮し、裁判所はＦクラブに対し、加盟費のうち1万５千元をＧに返還するよう命じた。

《上海・華東》

上海機電、上半期は増収減益＝海外から昇降機受注

中国ニュースサイトの新浪財経が２４日までに伝えたところによると、国有重電大手の上海電気集団の上場子会社、上海機電（上海市）の２０２６年上半期（１～６月期）決算は、総売上高が前年同期比０．２８％増の９４億６５００万元（約２２００億円）、純利益は１９．３％減の３億９６００万元と増収減益だった。不動産市場の需要減少を背景に、昇降機の国内販売は低迷が続いたものの、海外向け販売は拡大。特にアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）のドバイで開発中の不動産プロジェクト向けに昇降機７００基などを受注した。一方、印刷機械や自動車部品事業の赤字転落が響き、減益となった。
上海機電は三菱電機やスイスＡＢＢなど海外大手と組み、昇降機や電動機、空調機器などを手掛けているが、中核事業は三菱電機とのエレベーター・エスカレーター合弁事業「上海三菱電梯」。上海三菱電梯の同期業績は売上高が８７億５４００万元、純利益は４億０５３０万元だった。（上海時事）